

# 生活保護法による指定医療機関に対する指導及び検査実施要領

生活支援課

## 1 目的

この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による指定医療機関に対する指導及び検査に関し必要な事項を定めるほか、指定医療機関に対して同法の趣旨等を周知徹底させるとともに、診療内容及び診療報酬請求の適否を調査して、診療方針を徹底させ、もって同法第15条の規定に基づく医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

## 2 主眼事項及び着眼点

指導及び検査は、医療扶助受給者に対する適切な援助の確保を主眼事項とし、次の事項を着眼点として実施する。

### (1) 医療扶助に対する理解の状況

ア 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱が十分理解されているか。

イ 診療報酬の請求は適切に行われているか。

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）等他法の取扱いについて理解されているか。特に、障害者総合支援法第58条適用について理解されているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。

### (2) 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

ア 福祉事務所との協力は円滑に行われているか。

イ 医師、看護師等医療従事者は、確保されているか。

ウ 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。

エ 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。

オ 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。

カ 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。特に、精神科病院に対しては、本来病院において用意し負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支出するようなことはしていないか。また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、その収支状況についても個人ごとに整理把握されているか。

## 3 指定医療機関に対する指導

### (1) 指導の形態

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種とする。

#### ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく法令、告示及び通知に定める

事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により実施する。

#### イ 個別指導

個別指導は、次のいずれかにより、指導の対象となる指定医療機関において個別に面接懇談方式により行う。ただし、必要に応じ、指定医療機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行う場合がある。

(ア) 市が単独で行う指導

(イ) 中国厚生局と市が共同で行う指導（以下「共同指導」という。）

#### (2) 指導対象の選定

指導は全ての指定医療機関を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて次の基準により対象となる医療機関を選定する。

##### ア 一般指導

原則として、全ての指定医療機関とする。ただし、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定医療機関を選定して行う場合がある。

#### イ 個別指導

次に掲げる事項について、個別に内容審査をした上で、指定医療機関を選定する。

(ア) 社会保険診療報酬支払基金、被保護者等から診療内容又は診療報酬の請求その他医療扶助の実施に関する情報提供があり、個別指導が必要と認められた指定医療機関

(イ) 個別指導の結果、再度個別指導を行うことが必要と認められた指定医療機関又は個別指導において改善を求めたにもかかわらず、改善が認められない指定医療機関

(ウ) 検査の結果、一定期間経過後に個別指導が必要と認められた指定医療機関

(エ) 社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴（例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）の1件当たりの平均請求点数が高い等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関

(オ) その他、特に個別指導が必要と認められる指定医療機関

#### (3) 指導方法等

##### ア 一般指導

##### (ア) 指導方法

周知徹底を図る内容に応じ、次の方法等により行う。

a 講習会方式で実施する場合において、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ一般指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書（様式1）により当該指定医療機関に通知する。

b 全ての指定医療機関に対する広報及び関係機関、関係団体等を通じた

周知

- c 新規指定医療機関に対する制度理解のための文書配布

## イ 個別指導

### (ア) 実施通知

指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書（様式2）により当該指定医療機関に通知する。

- a 個別指導の目的
- b 個別指導の日時及び場所
- c 出席者
- d 準備する書類（別紙様式）等

### (イ) 指導方法

個別指導は、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、関係者から説明を求め、面接懇談方式で行う。なお、個別指導を行う前に、被保護者からの受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、速やかに聴取を行った上で、その結果を基に当該指定医療機関の指導を行う。

### (ウ) 指導後の措置等

#### a 再指導

個別指導において、適正を欠く取扱いが疑われ、再度指導を行わなければ改善の適否が判断できない場合には、当該指定医療機関に再指導を行う。なお、この場合、被保護者から受療状況等の聴取が必要と考えられるときは、速やかに聴取を行った上で、その結果を基に当該指定医療機関の再指導を行う。

#### b 要検査

個別指導の結果、次項（1）に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、後日、速やかに検査を行う。なお、指導中に診療内容又は診療報酬の請求について、明らかに不正又は著しい不当を確認した場合には、個別指導を中止し、直ちに検査を行う。

#### c 指導結果の通知等

個別指導の結果、改善を要する事項が認められた場合又は診療報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、文書（様式3）によってその旨の通知を行う。

#### d 報告書の提出

当該指定医療機関に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求める。

## 4 検査

### (1) 検査対象の選定

検査は次のいずれかに該当する場合に行う。

- ア 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があると

き。

イ 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。

エ 正当な理由なく個別指導を拒否したとき。

## (2) 検査方法等

### ア 実施通知

検査対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書（様式4）により当該指定医療機関に通知する。

(ア) 検査の根拠規定及び目的

(イ) 検査の日時及び場所

(ウ) 出席者

(エ) 準備する書類（別紙様式）等

### イ 検査の内容及び方法

検査は、被保護者の診療内容及び診療報酬の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。）と診療録（調剤録を含む。）その他の帳簿書類等の照合、設備等の調査により実地に行う。なお、必要に応じ被保護者についての調査を併せて行う。

## (3) 検査後の措置等

### ア 検査結果の通知及び報告書の提出

(ア) 検査の結果は、後日、文書（様式5）によってその旨の通知を行う。

(イ) 改善を要する事項が認められた通知事項については、文書により報告を求める。

### イ 行政上の措置

(ア) 指定取消、効力停止

指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、その指定の取消しを行う。ただし、指定の取消処分に該当する医療機関の機能、事案の内容等を総合的に勘案し、医療扶助のための医療の確保を図るために特に必要と認められる場合は、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止を行うことができる。

a 故意に不正又は不当な診療を行ったもの

b 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

c 重大な過失により、不正又は不当な診療を頻繁に行ったもの

d 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を頻繁に行ったもの

(イ) 注意

指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、注意の措置を行う。

a 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの

b 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

- c 軽微な過失により，不正又は不当な診療を頻繁に行ったもの
- d 軽微な過失により，不正又は不当な診療報酬の請求を頻繁に行ったもの

#### ウ 聴聞等

検査の結果，当該指定医療機関が指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には，検査後，指定の取消し等の処分予定者に対して，行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節又は第3節の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

#### エ 経済上の措置

(ア) 検査の結果，診療及び診療報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ，これに係る返還金が生じた場合は，速やかに診療報酬支払基金に連絡し，当該医療機関に支払う予定の診療報酬額から控除させる。ただし，当該医療機関に翌月以降において控除すべき診療報酬がない場合は，保護の実施機関に直接返還させる。

(イ) 不正又は不当な診療報酬の請求があったが，未だその診療報酬の支払が行われていないときは，速やかに診療報酬支払基金に連絡し，当該医療機関に支払うべき診療報酬額から控除させる。

(ウ) 指定の取消しの処分を行った場合，又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には，原則として，生活保護法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の金額を徴収する。

#### (エ) 厚生労働大臣への通知

指定の取消しの処分を行った場合，又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合において，健康保険法（大正11年法律第70号）第80条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは，生活保護法第83条の2の規定に基づき厚生労働大臣に，その事実を通知する。

#### (オ) 指定施術機関等の取扱い

この要領の規定は，指定施術機関及び指定助産機関について準用する。

#### 付 則

この要領は，平成29年8月1日から実施する。

改正 平成30年4月1日

様式 1 (一般指導関係)

呉福生第 号  
平成 年 月 日

様

呉市福祉事務所長

生活保護法による指定医療機関の一般指導について

生活保護法による指定医療機関の指導及び検査実施要領（平成29年8月1日実施）に基づき、次のとおり、対象医療機関（一般指導【講習会方式】）に決定しましたので、通知します。

- ・ 一般指導の日時及び場所  
平成 年 月 日
- ・ 出席者
- ・ 指導内容等

呉市福祉事務所生活支援課  
担当  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL 0823-25-3106  
FAX 0823-24-6813

様式2（個別指導関係）

呉福生第 号  
平成 年 月 日

様

呉市福祉事務所長

生活保護法による指定医療機関の個別指導について

生活保護法による指定医療機関の指導及び検査実施要領（平成29年8月1日実施）に基づき、次のとおり、対象医療機関（個別指導）に決定しましたので、通知します。

・個別指導の目的

・個別指導の日時及び場所  
平成 年 月 日

・出席者

・準備する書類等  
別紙様式

呉市福祉事務所生活支援課  
担当  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL 0823-25-3106  
FAX 0823-24-6813

様式3（個別指導関係）

呉福生第 号  
平成 年 月 日

様

呉市福祉事務所長

生活保護法による指定医療機関の個別指導の結果について

生活保護法による指定医療機関の指導及び検査実施要領（平成29年8月1日実施）に基づき、実施した個別指導の結果について、次のとおり通知します。

- ・実施日時及び場所  
平成 年 月 日
- ・改善を要する事項
- ・診療報酬について過誤による調整を要する事項
- ・その他の事項

呉市福祉事務所生活支援課  
担当  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL 0823-25-3106  
FAX 0823-24-6813

様式4（検査関係）

呉福生第 号  
平成 年 月 日

様

呉市福祉事務所長

生活保護法による指定医療機関の検査について

生活保護法による指定医療機関の指導及び検査実施要領（平成29年8月1日実施）に基づき、次のとおり、対象医療機関（検査）に決定しましたので、通知します。

・検査の根拠規定及び目的

・検査の日時及び場所

平成 年 月 日

・出席者

・準備する書類等

別紙様式

呉市福祉事務所生活支援課  
担当  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL 0823-25-3106  
FAX 0823-24-6813

様式5（検査関係）

呉福生第 号  
平成 年 月 日

様

呉市福祉事務所長

生活保護法による指定医療機関の検査の結果について

生活保護法による指定医療機関の指導及び検査実施要領（平成29年8月1日実施）に基づき、実施した検査の結果について、次のとおり通知します。

・実施日時及び場所

平成 年 月 日

・改善を要する事項

・その他の事項

呉市福祉事務所生活支援課  
担当  
呉市中央4丁目1番6号  
TEL 0823-25-3106  
FAX 0823-24-6813